

令和5年度 佐倉市環境審議会 次第
(答申)

令和5年12月21日(木)
午後2時00分から
佐倉市役所 1号館3階 会議室

1. 開 会

2. あいさつ

3. 議 事

(1) 佐倉市墓地等の経営の許可等に関する条例改正について

4. その他

5. 閉 会

佐倉市墓地等の経営の許可等に関する条例改正
にかかるとご意見・対応一覧について

令和5年12月21日 環境部 生活環境課

No.	資料名	該当部分	修正箇所	各委員		事務局対応内容
		項目・見出し		修正案	修正理由・ご意見等	
1	資料2 条例改正(骨子)対照表	2 用語の説明②			墓地等の経営の許可申請と事前協議とで審査のポイントに違いはありますか。	墓地等の経営の許可申請と事前協議とで審査のポイントに違いはありません。
2	資料3 第1回佐倉市環境審議会主な質疑	4			距離規制・除外規定についての質疑の中で、市から「一番厳しい内容とした」旨のお答えがあったと記憶していますが、もしそうであれば議事録に残してください。	事前にお配りした「主な質疑」は抜粋した記載となっております。審議会での発言等は別途議事録を作成します。
3	資料3 第1回佐倉市環境審議会主な質疑	5	(2)住宅等(住宅、学校、保育所、図書館、博物館、公民館及び病院をいう)	(2)住宅等(住宅、学校、保育所、図書館、博物館、公民館及び病院等をいう)	病院の次に「等」を付けないと、ここに記されたものに限定され介護施設などは、ふくまれなくなってしまうます。	今回の諮問事項ではありませんが、今後の検討課題とさせていただきます。

佐倉市墓地等の経営の許可等に関する条例改正
にかかるとご意見・対応一覧について

令和5年12月21日 環境部 生活環境課

No.	資料名	該当部分		修正箇所	各委員		事務局対応内容
		項目・見出し			修正案	修正理由・ご意見等	
4	佐倉市墓地等の経営の許可等に関する条例改正について、5課題、①「焼骨の墓地が住宅等の近傍や特定の場所に集中する事態」、②「墓地の集中」				墓地が特定の場所に集中している問題について、詳細を知りたいです。	市内志津地区において、駅からの徒歩圏内の幹線道路沿いでバスや自家用車等のアクセスが容易で、住宅・学校・病院の近傍に墓地が集中しています。	